

マネジメントリポート

2004年9月

今回のテーマ： 電子申告と納税

2004年2月に名古屋国税局管内からスタートした e-Tax：電子申告・納税システムは、この6月から全国で利用が可能となっています。

国税庁が公表した利用件数は、15,225件です。(8月31日現在、納税通信9月20日号より)

内訳は、法人税6,337件、所得税2,515件、消費税・法人4,282件・個人538件、納税632件、申請届出921件です。

e-Taxの特徴は、つぎのとおりです。

1. 電子申告	
1) 利用時間	平日午前9時～午後6時(土日、祝日を除く)
2) e-Taxの利用ができない申告	法人 連結納税や地方税の申告(2005年以降、準備が整った地方公共団体から順次運用が開始される予定です。) 個人 死亡による準確定申告
3) 申告書の添付書類	利用者の作成書類(決算書など)、外国税額控除の証明書類、給与所得の源泉徴収票などは、遅滞なく提出する必要があります。
4) データの流出	e-Taxは、暗号化データの送信により情報の流出(のぞき見・改ざん等)に備えています。 仮に流出した場合、公開鍵がなければ読み取れないシステムです。
5) 申告書の控	(1) 電子申告の場合、控の申告書や收受印がありません。 (2) 提出の確認は、e-Taxから受信済の通知で確認します。
2. 電子納税	(1) 電子納税は、インターネットバンキングを利用した納税手続きのことをいいます。 (2) 電子納税は、全税目の納税に利用できます。

(注) 電子申告・納税システムを利用するには、税務署に「電子申告・納税等開始届出書」と法人は登記簿謄本、個人は住民票・健康保険証の写しなどの書類を添付し、届出をする必要があります。

お見逃しなく!

1. e-Taxにより電子申告を行った場合でも、添付書類の提出は別途必要です。
2. 従来、国税などは、インターネットバンキングを利用した納付ができなかったため、e-Tax導入により電子納税による利用が可能となりました。

e-Taxでは、電子申告は行わず、電子納税のみ利用することもできます。

つぎの場合の納税には、利用するメリットがあります。

- 1) 税務署や金融機関などが遠方にある法人・個人
- 2) 源泉所得税、消費税の予定納税など毎月納税がある法人